

日南市特別用途地区建築条例（平成23年10月5日条例第30号）

最終改正:

改正内容:平成23年10月5日条例第30号 [平成24年1月1日]

○日南市特別用途地区建築条例

平成23年10月5日条例第30号

日南市特別用途地区建築条例

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

（適用区域）

第3条 この条例の規定は、別表左欄に掲げる特別用途地区の区域内において適用する。

（特別用途地区の区域内の建築制限）

第4条 別表左欄に掲げる特別用途地区の区域内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が公益上必要と認めて許可（以下「特例許可」という。）した場合においては、この限りでない。

2 市長は、特例許可をするときは、特別用途地区内の良好な環境の形成及び保持のために、必要な限度において条件を付することができる。

3 市長は、前2項の特例許可を行う場合においては、あらかじめ日南市都市計画審議会の意見を聴かななければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

（1）第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

（2）法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの